

**憲法を生かす県民が主人公の県政に努め
コロナ禍のもと、県民の命とくらしを守る予算に**

**2023 年度 滋賀県予算にあたっての
緊急重点政策要望**

2022 年 12 月 14 日

滋賀県知事

三日月 大造 様

日本共産党滋賀県委員会 県委員長

石黒 良治

日本共産党滋賀県議会議員団

節木三千代

杉本 敏隆

松本 利寛

黄野瀬明子

2023年度 予算編成にあたっての緊急重点要望

今、岸田内閣は相手国の奥深くまで攻め込む「敵基地攻撃能力」の保有や、5年間で43兆円もの大軍拡、そのための大增税をすすめるようとしています。社会保障費の大幅な削減が加速されることは火を見るより明らかであり、すでに年金削減、高齢者医療費窓口負担2倍化をおこない、さらに介護保険利用料の2割負担引き上げが狙われています。「敵基地攻撃能力」の保有は、戦後一貫してきた「相手国に脅威を与えるような攻撃的な兵器は保有できない」としてきた政府見解を180度ひっくり返すもので、憲法違反は明白です。「日本を守る」どころか、日本に戦禍を呼び込むものです。

滋賀県では自衛隊饗庭野基地にも米軍と一体になって戦争するための兵器と部隊が新たに配備されます。県民の命を危険にさらし、暮らしを押しつぶす大軍拡、憲法9条改定を許さないたたかいが求められます。

物価高騰で暮らしはたいへんです。ところが岸田政権は、物価高騰と異常円安をもたらしているアベノミクス・「異次元の金融緩和」に固執し、対応不能に陥っています。消費税の緊急減税などで物価高騰から暮らしと営業を守り、賃上げを軸に実態経済を立て直すことが求められています。

反社会的カルト集団統一協会の関連団体のイベントを滋賀県は後援し、いまだ後援の取り消しも寄付金返還もしていません。こうした行為は統一協会の活動にお墨付きをあたえ、被害を増大させるものです。

統一協会に対する解散命令請求や被害者の救済法の整備と同時に、自民党との癒着の徹底解明が求められています。

滋賀県は、新たな収支改善の取り組みとして、来年度から4年間で、保育、私学など県民にかかわる予算を41億円も削ろうとしています。財源不足の原因として滋賀県も認めた国民スポーツ大会などの大規模事業は今からでも見直すべきです。国庫補助の見通しも卒業後の県内就職の見通しもたたない101億円もの高等専門学校整備は抜本的に見直すべきです。

コロナ新型コロナウイルス感染症の拡大が、県民のいのちや暮らし、地域経済にかつてない影響を及ぼしています。医療・公衆衛生を再生していく取り組みが求められています。新たな県民負担となる「交通税」は認められません。

わが党議員団は、来年度予算編成にあたり、国スポなど大型公共事業は削減し、コロナ対策を最優先に、「住民福祉の増進」という自治体本来の役割を発揮し、県民の命と暮らしを守る予算を強く求めるものです。

緊急要求項目

1 憲法と平和、暮らしを守るため、以下の事項について国に申し入れを

- ① 「敵基地攻撃能力」「軍事費2倍化」など、政府による「海外で戦争できる国づくり」をめざす安保法制の具体化に反対し、日米共同演習や自衛隊の大規模演習は中止するよう求めること。解釈改憲を許さないとともに、憲法9条改憲に反対すること。
- ② 5年間で43兆円の大軍拡、そのための大増税は暮らしを破壊するものであり、反対すること。
- ③ 「核兵器禁止条約」を戦争被爆国にふさわしく、政府が同条約を批准すること。
- ④ 反共カルト集団である統一協会・勝共連合と自民党との関係について、地方議員も含め徹底究明し、すみやかな解散命令請求を出すよう国に求めるとともに、滋賀県は関係団体の後援を取り消し、寄付金を返し、一切関係を断つこと。
- ⑤ コロナ対策・感染症対策について
 - ・コロナ病床の拡充、臨時的医療施設の増設、往診・訪問看護の体制強化など臨時的医療体制を整備すること。医療機関の減収補てんと財政支援、医療従事者の待遇改善を行うこと。
 - ・保健所の体制で緊急増員するとともに、職員を定員化するなど正規の職員増をすすめること。
 - ・国が基準を定めている介護・福祉・保育職員の賃金を大幅に引き上げること、配置基準を見直し、雇用の正規化、長時間労働の是正などケア労働の待遇を改善すること。
 - ・公立・公的病院の削減・統廃合を中止すること。
 - ・医師の削減計画を中止し、「臨時増員措置」を継続すること。
- ⑥ 後期高齢者医療制度の窓口負担の2割化を元に戻し、保険料を引き下げるとともに速やかに廃止すること。また70歳から74歳の窓口負担を1割へ引き下げよう、国に求めること。
- ⑦ 介護保険の要介護1・2の人の保険給付外しや、ケアプラン作成の有料化、利用料2割などの介護保険の改悪に反対し、国庫負担を増やすよう求めること。
- ⑧ 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害の特性に配慮した選択制等の導入をはかること。
- ⑨ ミニマムアクセス米の輸入中止、備蓄米による国内外への無償援助の拡充、生産原価が保障できる加工用米等への助成の強化、米の価格補償の制度を抜本的改善すること。
- ⑩ 「選択的夫婦別姓制度」をいまずぐ導入すること。同性婚を認める民法改正を行うこと。
- ⑪ L G B T Q平等法を制定し、社会のあらゆる場面で性的マイノリティーの権利保障と理解促進を図り、誰もが自分らしく生きられる多様な社会の実現に努めること。
- ⑫ 公的年金について、「マクロ経済スライド」をやめ、「減らない年金」とするよう国に求めること。
- ⑬ 政府は一気に原発依存の方向に舵を切ろうとしている。原発の建て替えや運転期間延長などを進めることを盛り込んだ行動指針案を年内に決めようとしているが撤回を求めること。
- ⑭ 2030年度までにCO2を50～60%削減（2010年度比）する目標とすること。
- ⑮ 石炭火力発電の新規建設中止、既存施設の計画的な停止・中止をし、石炭火力の段階的廃止の決断をすること。2030年に、石炭火力、原発の発電量はゼロとすること。
- ⑯ オスプレイの飛行が確認されている。情報開示を求めるとともに飛行を中止すること。饗庭野演習場での実弾射撃訓練中止、日米地位協定の抜本的見直すこと。

- ⑰ コロナ危機から地域経済と暮らしを守り支えるため、緊急に消費税率を5%に引き下げ、社会保障などの財源は大企業や富裕層への応分の負担により確保すること。2023年からのインボイス導入を中止すること。
- ⑱ 中小企業支援と一体に最低賃金を時給1500円に引き上げ全国一律最低賃金制度をつくること。
- ⑲ 「デジタル化」による個人情報の利活用や、自治体独自の保護措置を認めない個人情報保護条例の廃止に反対し、本県としても条例廃止は中止すること。国と自治体の「情報システム標準化・集約化」は中止し、自治体独自の施策を維持・拡充できるものとするよう国に求めること。
- ⑳ 政府による国民生活全体の管理と監視、情報漏えい、流用・悪用につながる恐れのあるマイナンバー制度に反対するとともに、健康保険証廃止などマイナンバーカードの事実上の強制は中止するよう国に求めること。地方自治体のデジタル化について、マイナンバーの適用拡大をやめるとともに、マイナンバー制度をやめること。
- ㉑ 国の水道広域化推進のもと滋賀県で策定される水道広域化推進プランが今年度中に策定されようとしているが、国の方向は水道広域化と民営化をめざすものであり、「広域化」を市町に押し付けるのはやめること。水道法の理念にもとづき、水道のあり方について住民的論議を保障するよう、技術的・財政的支援を、国に求めること。
- ㉒ 原木価格の引き上げのために、外国産木材の輸入規制、緊急を要する除・間伐への支援強化、造林経費控除の全額への引き上げ等を、国に求めること。
- ㉓ 家族従業員の自家労賃を認めない所得税法56条の廃止すること。

2 41億円削減の行革は中止を。国民スポーツ大会など大型公共事業を削減し、いのち・暮らしを守る自治体の役割の発揮を

- ① 保育、生活保護、私学など県民生活にかかわる41億円（4年間）削減する行財政改革は中止すること。
- ② 547億円の国民スポーツ大会費用は縮小し、コロナ対策（検査体制の強化、医療・保健所体制の強化、事業者支援）へ予算をまわすこと。
- ③ 国民スポーツ大会は、開催基準要綱細則にかかげる「既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域のスポーツ振興への有効な活用を考慮し、必要最小限にとどめること」を念頭に、「滋賀の未来に負担を残さない」という基本方針を堅持すること。
- ④ 草津市立プールの整備については、事業を縮小すること。
- ⑤ 国庫補助の見直しも、卒業生の県内就職も見通しがたたない101億円の県立高等専門学校整備は抜本的に見直すこと。
- ⑥ 県民の負担になる「交通税」導入は中止すること。
- ⑦ 地方バス路線の維持・コミュニティバス路線への補助を増額し、地域で安心して暮らせるように県としての役割を発揮すること。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、検査・医療体制の抜本的強化を

- ① 県民の自己責任とする対応を改め、検査・保健所・医療体制の強化など命を守るため、県として責任をもつことを大前提にすること。
- ② 保健所体制を抜本的に強化すること。
- ③ コロナ確保病床の補助金を増やすこと。
- ④ 無料検査は、個所数を増やすとともに、PCR検査を基本に当面実施すること。
- ⑤ 学校・保育園など・介護事業所や福祉事業所等、医療機関での頻回のPCR検査をおこなうこと。また抗原検査キットを無料で配布し、早めに対応できるようにすること。
- ⑥ 介護事業所や福祉事業所等へのかかり増し経費への補填など財政支援をおこなうこと。
- ⑦ 発熱外来センターを設置し、有症状者がただちに受診できるようにすること。
- ⑧ すべての医療機関への財政支援を強めること。ガウン・手袋などの个人防护具（PPE）は、全額補助すること。
- ⑨ ワクチンの迅速・安全な接種のために、広域接種センターの接種時間を金曜日以外も時間を延長すること。予約なしの枠を広げること。十分な情報提供とともに副反応への万全の対策をとること。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の後遺症外来や、暮らしの相談など市町村や関係機関と連携した総合的な寄り添った体制をとること。

4 福祉・暮らし・営業を守る役割の発揮を

《福祉・医療》

- ① 中学卒業まで医療費を無料にし、18歳まで拡充すること。
- ② 保険料の値上げになる国民健康保険の統一化の方針は撤回し、県独自の繰り入れを行って保険料(税)を引き下げること。県として市町に財政支援し、子どもの均等割廃止に踏み出すこと。
- ③ 急性期・高度急性期病床を2025年までに1900床余り減らす滋賀県地域医療構想は撤回し、医療体制の強化をはかること。
- ④ 県立3病院は今後も県直営で、県民の期待に応える病院として役割を発揮すること。
- ⑤ 県民のいのちと生活を守るため生活保護制度は、県民の権利であることを強調し、弾力的運用や各種減免制度の周知徹底など、あらゆる手立てを尽くすこと。
- ⑥ 保護申請の門前払いや扶養照会をやめる。自動車保有禁止、わずかな預貯金など「資産」を理由に、保護利用を拒む運用を改める。ケースワーカーの人員を抜本的に増やすこと。
- ⑦ 経済的な理由による受診控えが起きないように、無料低額診療の実施医療機関を増やすための取り組み、制度の周知徹底をすすめること。保険調剤薬局でも実施できるように国に求めるとともに、県独自に制度を創設すること。公的医療機関における一部負担金減免制度拡充のため支援すること。
- ⑧ 強度行動障害のある人たちなどのグループホーム整備の国庫補助の増額を求めるとともに、県独自に法人から申請があれば、すべて補助し、暮らしの場をつくること。
- ⑨ 高齢者の健康を保障する上でも重要な加齢性難聴における補聴器購入への支援を行うこと。
- ⑩ 会計年度任用職員の処遇の改善をはかること。
- ⑪ 「香害」をふくむ化学物質過敏症（CS）の被害実態を掘むとともに、必要な方に医療や障害年

金などの制度につなぐこと。あらゆる機会を通じた県民への周知、学校現場での合理的配慮に取り組むこと。

《暮らし・雇用》

- ① 物価高騰が幅広い中小業者や農林漁業、県民の暮らしにも影響を及ぼしており、緊急の支援策を講じること。
- ② 県水道を購入している市町に対して、料金を引き下げること。
- ③ コロナ問題の影響で困窮している県営住宅入居者の賃料を減免すること。
- ④ 強権的な差し押さえはやめること。
- ⑤ 休業支援金制度の改善などを、国に求めること。解雇・リストラ対策を抜本的に強化するとともに、雇用を継続・拡大する中小企業等への支援を国に求めるとともに、県としても独自の対策を行うこと。
- ⑥ コロナ陽性者に対する休業補償は個人事業主も対象とすること。また濃厚接触者とその家族などの休業補償を国に求めること。

《地域経済・業者支援》

- ① 地域経済への波及効果が大きい住宅リフォーム助成、商店リフォーム助成などを県の制度として創設し、経済活性化への支援をつよめること。
- ② 制度融資にあたって、消費税完納要件をはずすこと。
- ③ 県として文化・芸術関係者が活動を継続できるよう、施設使用料減免や損失補てん等も支援対象とし、技術職人なども広く支援できるよう制度を拡充するとともに、コロナ収束まで延長すること。
- ④ 県内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。
- ⑤ 賃金規定や労働者保護規定を盛り込んだ公契約として条例を活用し、雇用の継続、下請け労働者の賃金保障、法定福利費など公共事業のあり方を見直すこと。

《農業・琵琶湖漁業》

- ① 余剰米を買い上げ、コロナ禍で苦しむ生活困窮者や学生、子供食堂などに無償で提供する仕組みを作り、県民の暮らしを守りながら、米需給の安定もはかること。
- ② 米価支援対策として、1俵12,000円以上を保障するための支援制度を県として実施すること。
- ③ 電気料金・燃料・肥料・飼料高騰対策を来年度以降も存続するよう国に要望するとともに、県独自の支援をおこなうこと。また土地改良団体への電気代の支援についても来年度以降も実施するとともに、支援割合を引き上げること。
- ④ 認定農業者以外への農家の設備投資への支援を実施すること。一経営体に500万円、無利子で2年据え置き融資をおこなうこと。
- ⑤ 官民共同で育てた滋賀の「近江じゃも」の存続に向け、積極的な支援を行うこと。
- ⑥ 耕作放棄田の維持管理は、「農地・水まるごと」事業だけでは対応できず、思い切った農地保

全の支援をおこなうこと。

- ⑦ 琵琶湖の水産資源の増殖をはかり、湖魚の普及に力を入れること。
- ⑧ 水産試験場の改築、施設整備の充実を早期にすすめること。

5 すべての子どもたちの学びと成長の保障を

- ① コロナ禍での子どもたちの豊かな学びの保障、感染防止のため、小・中学校で20人程度の少人数学級を早急に実施すること。そのためにも、緊急かつ計画的に正規教員を増員すること。
- ② 「40人学級」が基本となっている県立高校でも、学習保障や感染対策、進路指導などのため、少人数学級となるよう教員加配などを行なうこと。
- ③ すべての学校に換気設備を設置すること。
- ④ 県立学校のタブレット端末は、全員無償貸与を基本とし、卒業後も使いたい希望がある場合には時価で買い取る制度などをつくること。既に学校指定の端末を購入した人には、相当額を支給するなど、公費負担を基本とすること。
- ⑤ ICT等を活用した学びについては、新たな格差を生まないよう、通信環境の整備などは公費で行ない、機器の利用について教員や児童・生徒をサポートできる支援員を各校に配置すること。通常授業での活用は、単に使用頻度を上げることを追求するのではなく、学習効果が発揮されるよう現場教員の判断に委ねること。機器メンテナンス等の経年経費についても国が責任を持ち、他の教育予算を圧迫することのないよう、教育予算全体の抜本的増額を国に求めること。
- ⑥ 子どもたちの心のケア、増え続けるいじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校に配置し、正規職員として相談・支援にあたるよう体制を強化すること。
- ⑦ コロナ危機により「子どもの貧困と格差」の拡大が指摘されるもと、市町と協力し、学校給食費の無償化をはかること。副教材費など義務教育費の負担を軽減すること。就学援助を拡充し利用しやすくするなど、子どものいる家計を支える施策に市町とともに取り組むこと。
- ⑧ 特別支援学校の設置基準にもとづいて、既存校の教室不足を解消すること。新設を含めた改善計画をつくること。湖南地域の児童生徒数の急増に対して、特に過密化する草津養護学校は早急に分離新設すること。
- ⑨ 特別支援学校の大規模化を放置していることで教員配置率が低下し、児童生徒の事故やケガが頻発し、安全が守れないほどの事態が起きている事実を認識しただちに改善策をとること。子どもたちの教育を保障し、安全を確保するため定数を改善し、教員の増員を図ること。
- ⑩ 来年度、児童生徒の増加が見込まれる野洲・八日市・草津・北大津養護学校のスクールバスを増車すること。
- ⑪ 看護師を配置した専用のスクールバスで、医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保障のため、県教育委員会が責任をもっておこなうこと。
- ⑫ 特別支援学級の学級編成基準を8名から6名に改善し教員を増やすよう国に求めるとともに、県として独自に6名とすること。
- ⑬ 全国で低位にある私学への助成を増額し、保護者の負担を軽減すること。

- ⑭ フリースクールへの財政支援を行い、学校で学べないこうした子どもの教育をうける権利を保障すること。
- ⑮ 定時制高校に専属のスクールソーシャルワーカーを配置すること。

6 学生への教育の保障・若者への支援

- ① コロナ禍による生活困窮や休学・退学せざるをえない学生が広がる下、学生支援緊急給付金を必要とする全ての学生が受けられるよう、要件を緩和し再給付と継続的支援のための予算拡充を国に求めること。県としても市町村や大学等と連携し、専用相談窓口設置や独自の支援策を講じること。
- ② 学生への食糧などの支援を県として取り組むこと。
- ③ 高すぎる学費の引き下げ、私学助成の拡充、給付制奨学金の拡充などを国に求めるとともに、県独自に給付制奨学金を創設すること。また、奨学金返済支援制度についても改善し対象を拡充すること。
- ④ 県立大学の運営費交付金は、基準財政需要額比で全国最低クラスであり抜本的に拡充すること
- ⑤ 県立大学において、学生への授業料減免をさらに拡充するなど、学生生活の負担軽減をはかること。
- ⑥ 学生や高校生の就職活動が雇用情勢の悪化・求人減少などにより多大な影響を受ける下、経済界に新卒者などの採用維持・拡大を要請するとともに、県としての緊急雇用対策など、あらゆる手立てを講じること。
- ⑦ 子ども・若者への民間支援団体への支援をおこない、相談体制の強化、居場所づくりを推進すること。

7 ジェンダー平等の施策推進を

- ① ジェンダーの視点であらゆる部面においてジェンダー平等を推進するための体制の強化すること。特に福祉・教育委員会にかかわる部面の取り組みは重要であり、課題を明らかにして推進すること。
- ② 婦人相談員を増やし、支援にたどり着けない女性に寄り添う活動の強化を市町と協力してすすめること。
- ③ 科学的な根拠にもとづき、小・中・高校及び特別支援学校における児童・生徒の年齢・発達に即した包括的性教育を公教育に導入すること。
- ④ ワンストップ支援センターに対する予算の抜本的な拡充など、性暴力、DV・虐待被害者支援を緊急に強めること。
- ⑤ 婦人保護施設、児童相談所や一時保護施設などの公的支援サービス、民間の被害者支援団体への予算を拡充し、安定した継続的支援を可能にするための条件整備を強力にすすめる。
- ⑥ ジェンダー平等社会の実現にむけた本格的な取り組みを行うこと。性的マイノリティの人権保障のため、各種申請用紙等の改善、相談窓口の設置、パートナーシップ制度・条例策定などに取り組むこと。
- ⑦ すべての学校、公共施設などのトイレの個室に生理用品を常備すること。

- ⑧ 県内企業の男女の賃金格差の公表をすすめ、賃金格差の解消に取り組むこと。

8 琵琶湖の保全・再生のために

- ① 琵琶湖の保全・再生にあたっては、「琵琶湖総合開発事業」をしっかりと総括して教訓をくみ取り、環境保全を最優先でおこなうこと。
- ② 農業排水は循環利用するなど琵琶湖への濁水負荷を軽減すること。
- ③ 瀬田川洗堰の水位操作は、水害対策と琵琶湖の生態系保全を考慮したものにあらためるよう求めること。

9 気候変動による異常気象のもとで、防災・減災対策の抜本的な強化をはかること。

- ① 「滋賀県CO₂ネットゼロ社会の推進に関する条例」が検討されているが、2030年度までに、CO₂を50～60%削減する（2010年度比）ことを目標とすること。
- ② 盛り土の総点検を急ぎ、産業廃棄物、残土など原因の如何を問わず、起因者に撤去させるとともに、代執行等も含め早急に安全対策を講ずること。
- ③ 近年の地球規模による異常気象による災害をリアルにとらえ、従来の延長線上での防災対策を抜本的に見直し、抜本的な防災・減災対策を講ずること。
- ④ 「ハザードマップ」については、その精度を引き上げるとともに河川の決壊・越水洪水の予測だけでなく内水面氾濫対策についても強化すること。また市町と連携し、避難所の位置や機能についても再検証し万全を期すること。
- ⑤ 県内の「アンダーパス」の状況を把握し、関係市町と連携し、大雨による対策を講ずること。
- ⑥ 2021年4月に成立した流域治水関連法を活かし、治山、遊水地、田んぼダム、河道掘削、耐越水破堤堤防整備などダムに頼らない総合的な治水を住民参加ですずめること。
- ⑦ 大戸川ダムは、琵琶湖水位低下効果・内水氾濫対策の効果が微小で、水害規模によってはダムがあることによって、琵琶湖周辺や大戸川周辺の内水氾濫をひどくする逆効果もある。よって大戸川ダムは、きっぱりと中止し、琵琶湖周辺の浸水対策や内水氾濫の対策を強化すること。
- ⑧ 河川改修の促進と河川整備は喫緊の課題である。特に河床に堆積した土砂の浚渫、雑木林の除去対策を進めること。計画通り河川整備がすすむよう土木事務所などの職員を大幅に増員すること。